

落とし物をしたら(遺失)

届出



- 公共場所(路上、公園等)で遺失
→ 警察署、交番等に遺失届を提出してください。
- 施設内(デパート、駅構内等)で遺失
→ 警察のほかに、当該施設にも問い合わせてください。

悪用防止



- クレジットカードなどの場合は、自分で発行元に連絡し、利用を止める手続きを行ってください。
- パスポートを紛失した場合は、自分で領事機関に報告してください。

届けるとどうなる？

- 警察では、遺失届に基づき、データベースであなたの物が拾得されていないかの確認を行います。

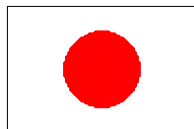




落とし物が見つかったら



国内滞在中



- 落とし物が届けられた警察署で、返還してもらうことが出来ます。
(遺失届を提出した警察署と異なることがあります)
- 自費で郵送による返還も可能です。その場合は、落とし物が届けられた警察署に相談してください。

帰国後



- 海外への送付は、費用負担の問題から困難なため、日本にいる人(代理人)を介してください。代理人への返還を希望する場合は、「委任状」が必要です。

費用・報労金

- 日本の「遺失物法」では、落とし物が返還された場合、拾得者が権利を放棄しない限り、遺失者は拾得者がその物の届出や保管のために負担した費用のほか、その物の価値の5%～20%の間で報労金を拾得者に支払う義務が生じます。
- 警察は、費用及び報労金の支払いには関与出来ませんので、拾得者との話し合いで決めてください。



落とし物を拾ったら(拾得)



届出



- 落とし物を拾った場合は、速やかに遺失者に返すか、警察に届け出てください。届出は、どこの警察署、交番、駐在所でも構いません。
- 施設内で拾った場合は、施設の管理者に届け出てください。

所有権



- 警察に届けられた日から3ヶ月の保管期間に遺失者が判明しない場合には、その後2ヶ月間、拾得者がその落とし物を受け取ることが出来ます。
- 保管期間の満了日について、警察から連絡することはありませんので、御自身で確認し、申請してください。

費用・報労金

- 遺失者が判明した場合、落とし物の届出や保管のために負担した費用を請求することが出来ます。また、落とし物の価値の5%～20%の間で遺失者から報労金を受け取ることが出来ます。費用や報労金を請求する権利は、物件が遺失者に返還された後1ヶ月を経過すると無くなります。
- 警察は、費用及び報労金の支払いには関与できません。



落とし物を拾ったら(拾得)



権利放棄及び喪失



- 所有権、報労金を請求する権利は、放棄することも出来ます。
(どちらか一方の権利を放棄することも出来ます)
- 落とし物を拾ってから7日間(施設内の場合は24時間)以内に届け出ない場合、所有権、報労金を請求する権利を失います。

物件受取



- 所有権を取得した物件を受け取る際は、届け出た警察署に来ていただく必要があります。日本国内にいる場合は、自己負担で送付することも出来ます。
- 帰国後に物件を受け取りたい場合、海外への送付は費用負担の問題から困難なため、日本にいる人(代理人)を介してください。代理人への返還を希望する場合は、落とし物の受取りを委任することを記載した「委任状」が必要です。
- 受取方法は、落とし物を届けた警察署と相談してください。